佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業補助金　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| **事業目的** | 佐渡市における有機農業の取組拡大 |
| **事業主体** | 農業者、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人、農協、農業公社 |
| **申請要件** | ○共通・申請年度に栽培する有機農業の面積が30a以上であること。・事業対象経費が10万円以上であること。○機械導入の場合・事業実施年度（R５）の翌々年（R７）において有機農業に取り組む面積が維持又は拡大されていること。 |
| **補助対象** | (1)表１に定める機械の導入経費（単純更新を除く）(2)表１に定める機械の借上料 |
| **注意事項** | (1)補助事業上の有機農業とは、化学農薬及び化学肥料、遺伝子組換え技術等を利用しない、環境への負荷を軽減した農業を指します。(2)有機農業であることを証するための栽培履歴等を適正に管理・保管してください。(3)必要と認めた場合は (2)に関する書類の提出を求め、現地巡回を行う場合があります。(4)採択にあたっては佐渡市における有機農業の拡大・普及に資することを前提に、現有機械と導入予定機械の作業能力、経営面積等から総合的に判断します。(5)他の事業により実施することが適当と認めた事業は、この補助事業の対象としません。 |

表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **補助対象** | **補助率** | **補助上限金額** |
| ・水田除草機 | 50％以内 | 30万円以内 |
| ・堆肥散布機（マニュアスプレッダ・ブロードキャスター等） |
| ・スタブルカルチ（粗耕起用ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ） |
| ・温湯消毒機 |
| ・上記機械の借上料 | 50％以内 | 20万円以内 |